

第19章

実習生・研修生における感染対策

第 19 章 実習生・研修生における感染対策

1. 概要

病院における臨床実習では、実習生は医療従事者と同様に様々な感染性病原体へ曝露されるリスクがある。加えて、感染症を発症した実習生は、患者への感染源となる可能性があるため、当院で臨床実習を行うすべての学生及び研修者は、感染対策の確実な理解と実践が求められる。

2. 実習前の対策

※ 当院において、実習生(見学実習生を含む)、研修生が対象
数時間程度の短時間の見学(患者接触・会話を伴わない場合)では、求めない。

1) 麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘

- ① 1歳以上で「2回」の予防接種の記録を担当部署に提出する。1歳以上で「2回」の予防接種記録が確認できた場合は、抗体検査は不要とする。
- ② 1歳以上で「1回」の予防接種の記録しかない場合は、あと1回予防接種を行い、「2回」の予防接種の記録を担当部署に提出する。
- ③ 麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の予防接種を受けた「記録がない」者は、実習を受ける前にEIA法等を用いて免疫の有無を確認する(当院ではEAI法によるIgGの抗体価測定を推奨している)。抗体陽性の検査結果を提出する。
- ④ 麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の罹患歴があり(記録の有無を問わない)、かつ、予防接種を受けた「記録がない」場合は、抗体検査を実施する。
- ⑤ 抗体検査の結果、当院の定める下記の陽性基準を満たさない場合はワクチン接種を受ける(陰性のものについては2回)。
- ⑥ ①②③④のいずれにも該当しない場合は、少なくとも4週間以上あけて「2回」の予防接種を受け、その記録を担当部署に提出する。
- ⑦ 医学的な理由によりワクチン接種が困難な者が実習に参加する場合、事前に受け入れ部署に申し出の上、当院から指定された同意書および診断書を提出する(P19-4~6参照)。

疾患名	抗体価陰性 (ワクチン接種 2 回必要)	抗体価疑陽性 (ワクチン接種 1 回必要)	抗体価陽性
麻疹	EIA 法(IgG) : 2.0 未満 PA 法 : 16 倍未満 NT 法 : 4 倍未満	EIA 法(IgG) : 2.0~15.9 PA 法 : 16,32,64,128 倍 NT 法 : 4 倍	EIA 法(IgG) : 16.0 以上 PA 法 : 256 倍以上 NT 法 : 8 倍以上
風疹	EIA 法(IgG) : 2.0 未満 HI 法 : 8 倍未満	EIA 法(IgG) : 2.0~7.9 HI 法 : 8,16 倍	EIA 法(IgG) : 8.0 以上 HI 法 : 32 倍以上
水痘	EIA 法(IgG) : 2.0 未満 IAHA 法 : 2 倍未満 NT 法 : 2 倍未満	EIA 法(IgG) : 2.0~3.9 IAHA 法 : 2 倍 NT 法 : 2 倍	EIA 法(IgG) : 4.0 以上 IAHA 法 : 4 倍以上 NT 法 : 4 倍以上
流行性 耳下腺炎	EIA 法(IgG) : 2.0 未満	EIA 法(IgG) : 2.0~3.9	EIA 法(IgG) : 4.0 以上

※4 疾患とも CF 法では測定しないこと。

※麻疹と流行性耳下腺炎は HI 法では測定しないこと。

2) B 型肝炎

- ① B 型肝炎に対しては HBs 抗体を確認し、陽性でない場合は 3 回(1 クール)のワクチン接種を受ける。

疾患名	抗体価陰性	抗体価陽性
B 型肝炎	HBs 抗体価 EIA、CLIA、CLEIA、RIA 法 : 10mIU/ml 未満	HBs 抗体価 EIA、CLIA、CLEIA、RIA 法 : 10mIU/ml 以上

- ② 抗体価を記載した診断書もしくは接種証明書(可能な限り接種 4 週間後の抗体価も記載)を、実習開始までに担当部署に提出する。
- ③ 曝露者(実習生・研修生等)が、HBs 抗体価が 10 mIU/mL 未満、または B 型肝炎ワクチン接種が 3 回接種(1 クール)未完了の者については、実習期間中に針刺し・切創や体液曝露が生じた際、曝露源が B 型肝炎感染者の場合には感染するリスクがある。そのため、針刺し切創体液曝露の対応フローに沿って、ワクチン接種および HBIG(抗 HBs 人免疫グロブリン)投与等の対応が必要になる可能性があることを、あらかじめ理解しておくこと。

3) インフルエンザワクチン

特段の理由がない限り、季節性インフルエンザワクチン(秋期)の接種を行う。

3. 医学的な理由でワクチン接種ができない実習生・研修生の受け入れについて

当院では、実習生及び研修生に対し、医療従事者としての感染対策の一環として、以下の感染症(麻疹、風疹、水痘、ムンプス、B型肝炎)に関する抗体価の提出を求めている。抗体価が基準に満たない場合には、規定回数のワクチン接種を必須とし、接種証明書の提出をお願いする。

これは、当院に入院している多くの免疫不全患者等を感染から守るとともに、万が一、患者に感染症罹患者がいた場合に、実習生自身の健康を守るための措置である。ただし、医学的な理由によりワクチン接種が困難な方については、実習に参加する際には、以下の内容を理解のうえ、厳守する。厳守されない場合、実習の継続が困難となる場合がある。

また、指導にあたる教員・担当者は、該当する実習生への対応について、理解と協力をお願いする。

【実習・研修参加者】

1. 健康状態のモニタリング

- 実習期間中は地域の感染症流行状況に注意を払い、発熱、発疹、咽頭痛等の症状が出現した場合、または罹患者との接触があった場合には、速やかに指導者へ申告すること。

2. 症状出現時の対応

- 症状が出現した場合には、実習を一時中止とし、速やかに医療機関を受診して診断を受けること。診断及び症状改善が確認されるまで、実習への復帰は認めない。

【担当診療科・指導者】

3. 報告体制

- 指導者は、学生・研修生からの報告を受けた際には、直ちに感染管理室(内線 7841)及び臨床研修係(内線 7765)へ報告すること。

令和7年7月1日運用開始

医学的な理由で流行性ウイルス感染症ワクチンの接種できない実習生・研修生における
実習・研修中の体調管理等に対する同意書

医学的な理由で流行性ウイルス感染症の接種ができないため、東北大学病院における実習または研修中は、以下を厳守します。

1. 実習(または研修)期間中は地域の感染症流行状況に注意を払い、発熱、発疹、咽頭痛等の症状が出現した場合、または罹患者との接触があった場合には、速やかに指導者へ申告します。
2. 症状が出現した場合には、速やかに指導者に申告します。
3. 症状が出現した場合には、実習(または研修)を一旦中止とし、速やかに医療機関を受診して診断を受けます。診断及び症状改善が確認されるまで、実習(または研修)には参加しません。

東北大学病院長 殿

年 月 日

所属 _____

氏名 _____

診 断 書

氏 名: _____ (男 ・ 女)

生年月日: _____年 _____月 _____日 (_____歳)

住 所: _____

上記の患者について以下のためワクチン接種が困難であると診断します。

病 名	
症 状	

医療機関名:

所 在 地:

医 師 名:

※ 同様の内容が記載されていれば、別の様式の診断書での提出も可能です。

4. 実習中の対策

1) 実習生が報告すべき事項

- ① 実習期間中に針刺し・切創、体液曝露をした場合は、直ちに指導者に報告する。
- ② 実習期間中に感染性疾患を発症した場合は、直ちに指導者に報告する。報告対象の感染性疾患は、結核、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、百日咳、インフルエンザ、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎、疥癬とする。報告対象疾患に関して判断に迷う場合には感染管理室に連絡する。

2) 指導者が報告すべき事項

- ① 上記 1) ①の発生報告をうけた場合、実習指導者は直ちに感染管理室(内 7841)ならびに実習部署の責任者に連絡し、第 5 章の針刺し切創・皮膚粘膜曝露対応フローに沿って対応する。また、本学学生の場合、学部教務係に連絡報告をする。
- ② 上記 1) ②の発生報告を受けた場合、実習指導者は直ちに感染管理室(内線 7841)ならびに実習部署の責任者に連絡する。

3) インフルエンザ感染症や COVID-19 感染症対応

学生および研修生がインフルエンザ発症者や COVID-19 発症者に濃厚接触がある場合、以下の対応を実施する。

- 無症状であれば、実習を中止しなくてもよい。
- 発症者との濃厚接触(最終接触が7日以内)があることを指導者および実習先の部署の責任者(看護師長など)に速やかに伝達する。
- 毎日、実習前に、その日の体調を指導者および実習先の部署の責任者(看護師長など)に報告する。
- 実習中は、サージカルマスクを着用し、適切に手指衛生を行う。
- 発熱だけでなく、倦怠感や呼吸器症状(咽頭痛、咳、痰、鼻汁)が1つでもあれば、患者に近づく実習は行わない。
- 実習グループで3人以上のインフルエンザ発症者または COVID-19 発症者が出た場合は、グループ全員の実習を中止する。
- 実習開始日の2週間前から実習中は、3密(密閉、密集、密接)を避ける生活を心がける。

